

## 今週の専門用語



### 減資払戻し限度額規制

旧商法に設けられていた規定で、債権者保護の観点から、減資を行う際に、「資本の減少額－資本の欠損補填額」を超えて株主に払戻しを行うことを禁じたもの（旧商法375条）。しかし、会社法上は、そもそも減資した額を直接株主に払い戻すことはできなくなり、株主への払戻しは、減資した金額をいったん剰余金に組み入れたうえで、分配可能額の範囲で「剰余金の配当」として行うことになったため、旧商法で規定されていた減資払戻し限度額規制は消滅している。

### 準登録事務所の取扱いの変更

日本公認会計士協会は3月29日付で示した上場会社監査事務所登録制度の一部変更案に基づき、上場会社監査事務所登録規則を7月6日付で改正し、非上場の大会社等を監査する準登録事務所の取扱いなどを変更した。登録監査事務所に対する措置に準じた措置として、品質管理レビューを通じ必要に応じて注意、CPEの履修指示、品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示、登録の取消しといった措置に準じた措置等を講じるもので、7月7日に施行された。

### 雇用促進計画

雇用促進税制の適用には、事業年度開始後2か月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、本社・本店がすべての雇用保険適用事業所分（連結納税適用の場合は連結子法人を含む）をまとめて管轄するハローワークに提出する必要がある。平成23年4月1日～8月31日に事業年度を開始した企業は、特例として平成23年10月31日までの提出が可能である。また、確定申告の際には、ハローワークで確認を受けた雇用促進計画の写しを添付する。

12

ページ

27

ページ

41

ページ

From  
編集室

◆東日本大震災からの復興財源を議論するための民主党税制調査会が始動。政府税制調査会と異なり、民主党税調は国会議事堂裏の議員会館内で開催される。自民政権時代から、党税調の初会合には取材陣が殺到し、会議室全体が熱気に包まれるが、今回も写真撮影に一苦労した。◆ちなみに政府税制調査会は、新内閣発足後の初会合・答申手交等は首相官邸、通常の全体会合は財務省に隣接する中央合同庁舎4号館、税調作業チーム会合は財務省内で行われている。◆9月7日には、野田内閣での税調初会合が首相官邸で開催された。記者も取材したが、年に数回あるかないかの官邸取材は、やはり楽しみでもある。(TN)

#### 週刊T&Amaster 第419号

2011年9月19日発行（毎週月曜発行）

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp